学修基盤推進室の設置に関する要綱

2021年3月10日 学 長 決 定

(目的)

第1条 東京医療保健大学の全学的な学修基盤の整備に関する事項を扱うために、学 長室に学修基盤推進室(以下「推進室」という。)を置く。 (役割)

- 第2条 推進室は、次に掲げる業務を担当する。
 - (1) ICTを活用した全学的な学修基盤の整備に関すること。
 - (2) 全学部・学科の学生に対して共通的に提供すべき学修コンテンツの整備に関すること。
 - (3) 全学部・学科の学生に対して共通的に提供すべき学修成果指標の整備に関すること。
 - (4) 教務に関する諸制度の調査研究に関すること。
 - (5) その他学長から特命を受けた学修基盤の整備に関すること。

(構成)

- 第3条 推進室は、次のものをもって構成する。
 - (1) 東京医療保健大学教務委員会(以下「全学教務委員会」という。)委員長
 - (2) 学長が全学教務委員会委員等から指名した者 2名
 - (3) 教務部長
 - (4) 総務人事部情報システム担当部長
 - (5) 企画部において情報システムを担当する職員 1名
 - (6) その他推進室長の推薦に基づき学長が指名した者 若干名

(推進室長等)

- 第4条 推進室に室長を置き、前条第1号に定めるものをもって充てる。
- 2 推進室に、主幹及び副主幹を置くことができる。
- 3 前項の主幹及び副主幹は、学長が指名する。

(会議)

- 第5条 推進室に、業務に関する実務的事項について協議するため、推進室運営会議 を置く。
 - (1) 推進室運営会議の構成員は、学長が指名する。
 - (2) 推進室運営会議の運営に関し必要な事項は別に定める。
- 2 推進室長は、全学部・学科の学修に大きな影響がある事項については、全学教務 委員会と協議し、もしくは審議を求めるものとする。

(庶務)

第6条 推進室の庶務は、教務部において処理する。

附則

- **1** この要綱は、2021年3月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「教学システム利活用タスクフォースについて」(2019年2月21日学長決定)は廃止する。教学システム利活用タスクフォースが担当していた事務は、推進室が継承する。廃止の日において教学システム利活用タスクフォースの構成員であったものは、同日付で推進室の相当する室長、主幹、副主幹、その他の構成員に指名されたものとする。